

葛飾区公式 X (エックス) 運用要領

平成 23 年 6 月 21 日

23 葛政広第 85 号

広報課長決裁

改正 令和 2 年 4 月 28 日 2 葛総広第 32 号

広報課長決裁

改正 令和 4 年 10 月 6 日 4 葛総広第 171 号

広報課長決裁

改正 令和 5 年 10 月 26 日 5 葛総広第 130 号

広報課長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、区が X (エックス) を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X (エックス) インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式 X (エックス) 葛飾区が設置・運用する X (エックス) をいう。
- (3) アカウント X (エックス) を設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めをいう。
- (5) ポスト X (エックス) に記事を投稿する行為、および投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう。
- (7) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第 3 条 公式 X (エックス) の運営主体は葛飾区とし、アカウントの管理、ポストの発信は広報課が行う。

2 ユーザー名は katsushika_city とする。

(アカウント運用者の明示)

第 4 条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として X (エックス) のユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用ポリシーの策定と明示)

第5条 アカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法についてアカウント運用ポリシーを策定し、X (エックス) のプロフィール欄で明示する。

(掲載内容)

第6条 本アカウントでは、葛飾区に関連する情報を中心として、広報課長が広く区民に周知すべき情報と判断したものについて、ポスト、リポスト、引用リポスト、および「いいね」をする。

(リプライ、ダイレクトメッセージおよびフォロー)

第7条 リプライ、ダイレクトメッセージは原則行わない。ただし、本アカウントの運営にあたって必要な情報等、広報課長が必要と認めたものはこの限りでない。

2 国・地方公共団体又は公共性の高い機関について、必要に応じフォローする。ただし、本アカウントによるフォロー（フォローからの解除を含む）は、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を表明するものではない。また、フォロー先のポスト等について関与するものでもない。

(ポストの非表示、報告)

第8条 公式 X (エックス) に対し、他のアカウントから以下に定めるポストが行われた場合、広報課長は、予告なく当該ポストを非表示にし、必要に応じて X (エックス) 社に報告することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、区が不適切と判断した情報及び X (エックス) 社が定める各種ルール、ポリシーに違反するもの

(ホームページとのリンク)

第9条 ポストに記載するリンクのリンク先は、原則として葛飾区が運営するホームペー

ジのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第10条 その他、この要領の実施について必要な事項は、広報課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

付 則 (令和2年7月1日 2葛総広第32号)

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

付 則 (令和4年10月6日 4葛総広第171号)

この要領は、令和4年10月6日から施行する。

付 則 (令和5年10月26日 5葛総広第130号)

この要領は、令和5年10月26日から施行する。